

議案第 9 2 号

飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について

飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 3 0 年 6 月 1 1 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

行政区の再編に伴う改正

飛驒市行政区等設置条例の一部を改正する条例

飛驒市行政区等設置条例（平成16年飛驒市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表神岡振興事務所の部中

「

船津中央地区	神岡町船津の一部
--------	----------

」

を

「

本町通り地区	神岡町船津の一部
西里・大門地区	神岡町船津の一部
堀川町地区	神岡町船津の一部
北新地地区	神岡町船津の一部

」

に改める。

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

飛騨市行政区等設置条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改 正 案																																				
<p>本則・附則 略 別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">所管する事務所名</th> <th style="width: 25%;">区名</th> <th style="width: 50%;">区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">本庁の部～宮川振興事務所の部 略</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">神岡振興事務所</td> <td style="text-decoration: underline;">船津中央地区</td> <td>神岡町船津の一部</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">以下 略</td> </tr> </tbody> </table>	所管する事務所名	区名	区域	本庁の部～宮川振興事務所の部 略			神岡振興事務所	船津中央地区	神岡町船津の一部	_____	_____	_____	_____	_____	_____	以下 略			<p>本則・附則 略 別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">所管する事務所名</th> <th style="width: 25%;">区名</th> <th style="width: 50%;">区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">本庁の部～宮川振興事務所の部 略</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">神岡振興事務所</td> <td style="text-decoration: underline;">本町通り地区</td> <td>神岡町船津の一部</td> </tr> <tr> <td style="text-decoration: underline;">西里・大門地区</td> <td>神岡町船津の一部</td> </tr> <tr> <td style="text-decoration: underline;">堀川町地区</td> <td>神岡町船津の一部</td> </tr> <tr> <td style="text-decoration: underline;">北新地地区</td> <td>神岡町船津の一部</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">以下 略</td> </tr> </tbody> </table>	所管する事務所名	区名	区域	本庁の部～宮川振興事務所の部 略			神岡振興事務所	本町通り地区	神岡町船津の一部	西里・大門地区	神岡町船津の一部	堀川町地区	神岡町船津の一部	北新地地区	神岡町船津の一部	以下 略		
所管する事務所名	区名	区域																																			
本庁の部～宮川振興事務所の部 略																																					
神岡振興事務所	船津中央地区	神岡町船津の一部																																			
	_____	_____																																			
	_____	_____																																			
	_____	_____																																			
以下 略																																					
所管する事務所名	区名	区域																																			
本庁の部～宮川振興事務所の部 略																																					
神岡振興事務所	本町通り地区	神岡町船津の一部																																			
	西里・大門地区	神岡町船津の一部																																			
	堀川町地区	神岡町船津の一部																																			
	北新地地区	神岡町船津の一部																																			
以下 略																																					

飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例（案） 要旨

1 改正の趣旨

行政区の再編に伴う改正

2 改正の内容

行政区と市との円滑な連絡調整を図るため、神岡町船津中央地区の地域活動の実情に合わせた区域に再編するもの。

3 施行日 平成30年7月1日